

令和6年第5回教育委員会定例会

開会年月日 令和6年3月12日(火)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委 員 仲 山 英 之
同 委 員 中 田 尚 代
同 委 員 岡 田 行 雄
同 委 員 森 山 瑞 江

議 題

1 議案

- (1) 議案第13号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

2 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
(2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポル
ノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和6年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
② 第3次みどりの風吹くまちビジョン(素案)に寄せられた意見と区の考え方について
③ 第3次みどりの風吹くまちビジョン(案)について
④ 第3次みどりの風吹くまちビジョン(練馬区版総合戦略)に係る数値目標および重要業績
評価指標(案)について
⑤ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和6年度～令和10年度)(素案)および公共施
設等総合管理計画〔追補版〕(素案)に寄せられた意見と区の考え方について
⑥ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕(令和6年度～令和10年度)(素案)および公共施
設等総合管理計画〔追補版〕(案)について
⑦ 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(素案)に寄せられた意見と
区の考え方について
⑧ 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(案)について

- ⑨ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕(素案)に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑩ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕(案)について
- ⑪ 組織改正について
- ⑫ 図書館情報システムの更新について
- ⑬ 練馬区立美術館・貫井図書館改築等基本設計の概要について
- ⑭ その他

開 会 午後 1時30分
 閉 会 午後 2時51分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	三 浦 康 彰
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育施策課長	枝 村 聡
同 学務課長	杉 山 賢 司
同 学校施設課長	柴 宮 深
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	山 本 浩 司
同 副参事	風 間 浩 也
同 学校教育支援センター所長	村 瀬 美 紀
同 光が丘図書館長	山 崎 直 子
こども家庭部長	関 口 和 幸
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子
同 こども施策企画課長	佐 藤 重 康
同 保育課長	清 水 輝 一
同 保育計画調整課長	山 口 裕 介
同 青少年課長	小 島 芳 一
同 子ども家庭支援センター所長	橋 本 健 太

教育長

ただいまから、令和6年第5回教育委員会定例会を開催する。

本日は、この委員会の後に、区議会文教児童青少年委員会が再開されることになっている。部課長においては簡潔な説明と答弁に、また委員の皆様方におかれては進行にご協力をいただきたいと思う。

また、本日は案件が非常に多いので、万一本日入らなかった案件については次回の案件とさせていただきますと思うので、よろしく願います。

では、案件に沿って進めさせていただく。

本日の案件は、議案1件、陳情2件、協議1件、教育長報告13件である。

(1) 議案第 13号 練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について

教育長

初めに、議案である。

議案第13号「練馬区子ども・子育て会議委員の選定に関する意見について」この議案の説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、いかがか。

よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、この議案については承認とする。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ事件等に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情2件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続といたしたいが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議である。

協議(1)旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置についてである。本日、この協議案件については、資料が提出されている。それでは、資料の説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

以前の教育委員会でもお話した、子供たちの投票によって指名された統一学園名についての結果である。

委員の皆様方からご意見等があればお願いします。

仲山委員。

仲山委員

確認だが、設置条例上の名称は何なのか。

教育施策課長

条例上は、練馬区立旭丘小学校、旭丘中学校となるものである。これは、申し上げた統一学園名を決定した後も、学校の正式名称ということで使っていくものである。以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

一応、小中一貫教育校とは申しても、大泉桜学園は、制度上は大泉学園桜小学校、桜中学校となっており、通称名である。実際に小中一貫教育となると、義務教育学校という学校教育法の位置づけになって、そうすると名前は一本になるが、今でも桜学園の卒業生は、小学生は小学校長の名前で、中学校は中学校長の名前で、同一になっている。小竹・旭丘地区についても、同様の取扱いになるものである。

ほかはないか。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、このようにさせていただきたいと思う。
また次回以降動きがあった際には、協議案件とさせていただいているので、報告させていただきます。引き続き継続といたしたいと思う。
よろしく願います。

(1) 教育長報告

① 令和6年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

それでは、次に教育長報告である。教育長報告については、13番までである。
それでは、まず1番からご説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明について、ご質問等はないか。
仲山委員。

仲山委員

教科担任制についてお伺いしたい。今でも、例えば同じ学年で先生が分担して、「私は国語を担当する」とかというようなことはやられているのか。それとこの教科担任制というのは、どう違うのか。

教育指導課長

文部科学省や東京都の一部で実施しているモデル校の取組としては、1人加配教員をつけて、練馬区でも豊玉小学校が実際にモデル校としてやっているが、体育の中学校の教員を1人小学校に加配として配置して、5年生と6年生の全てのクラスの体育を指導する。ほかの学級担任も、1組の先生は国語、2組の先生は社会、3組の先生は理科というように教科を分担することで、5年生と6年生においては、ほぼ全ての教科を教科担任という形で実施することができると。そのやり方を、令和5年度は練馬区では1校、来年度はさらにその数を拡大して進めていく予定である。

一方、加配教員がつかないとしても、1学年3学級あれば、一部の教科において学級担任が3クラス分教えるといったことが可能である。そうすることによって、同じ

授業を繰り返し指導することで教材準備を丁寧にすることができる、または質の高い授業ができる、また、子供たちにとってみれば、様々な先生から教えてもらうことができる、そういったメリットがあるということで、取組を広げているところである。
以上である。

仲山委員

取組を広げているということは、そうしたほうがよいと促しているということか。

教育指導課長

加配教員については、東京都もしくは国のほうで今後広げていく予定があると伺っている。それができない中であっても、学年内での一部教科担任制というものを可能な範囲で取り入れていくように、校長会のほうでは話をしているところである。
以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

12ページの電子図書館についてである。私の質問がこれに該当するかどうかというのとは分からないところであるが、13ページの答弁の内容がすごくいいと思う。

一方で、先生方がやってきた、例えば校内研究のものをまとめたとか、先生方がそれぞれ開発した教材だとか、そういうものも電子データとして保存して活用ができるような状態になればいいかなと思う。電子図書館にそういう成果が置けるのかどうか。また、置けないとしたら、どこかに置くというような考えもあるのか、そこら辺の方向性についてお話しいただければと思う。

光が丘図書館長

まずは、来年度、年明け1月から導入を予定している電子図書館について、概略を私のほうからご説明させていただく。いわゆる電子書籍というのは、今民間でも様々出回っていて、アプリ等でご利用になっている方も非常に増えているという状態がある。今回私どもが導入するのは、公立図書館のホームページ上、いわゆるインターネット上にこういった電子図書館という仕組みを、来年度システムのリプレイスという交換の時期を迎えるので、その中でつくるというのがまず第一歩としてやらせていただくところである。

電子図書館というのは、今委員がご指摘のように、様々な可能性を秘めているもの

である。いわゆる電子書籍を読むための箱という意味もあれば、区や様々な教員の方が作成したものをそこに搭載する、そういう可能性も持っているものである。

今回、光が丘図書館が第一歩として始めるのは、冒頭申した電子書籍というツールを、紙の本だけでなく電子の書籍を電子図書館の中に入れる、そういうことを行うことにより、今ではよく団体貸出しで、学校さんの調べもの学習用に図鑑であるとか、あるいは国語の教科書に出ているようなもとの文献であるとかをお貸ししているが、やはり冊数が限られる。ところが、電子図書の一部のやり方を導入すると、みんなが同じ電子図書をタブレット上で見ることができる。そういうところが、調べもの学習や、あるいは国語等の教科の学習に大いに活用していただけるだろうと思っているところである。

教員の方とのいろいろなやり取りというところについては、他の課と連携しながら、今後電子図書館をどこまでどんなふう to 活用できるかは、これからの研究の課題だというふうに認識しているところである。

以上である。

教育指導課長

岡田委員のお話は、各学校で研究したいいろいろな取組を広く共有化する方法として電子図書というものもあるのではないかというお話だったかと思う。

例えば、2月に練馬区の教育実践発表会というものをいき、その中で、小中一貫教育であるとか、いじめ防止に向けた取組などをそれぞれの学校が発表した。それは、オンデマンドという形で一定期間動画視聴できるような、そういった共有のシステムを使っているところである。

また、校内研究であるとか研究発表の資料なども、物理的にはグーグル環境であるとか校務支援システムの中で共有することは可能である。今後も1校の取組だけで終わらせず、または発表会だけで終わらせずに、できるかぎり継続的にそういったものが共有できるような仕組みについて検討してまいりたいと思っている。

以上である。

岡田委員

ぜひそういう方向でやっていただければと思う。どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。

森山委員。

森山委員

8ページの(4)「学びの集大成である卒業式」の部分に関して、これに対する答弁は本当にこのとおりであり、もっと重度の特別支援学校に行っている生徒も、しっかりと卒業式とか始業式の練習をして、きちんと規律を守るようにしている。

というのは、将来お葬式であるとか、そういった社会的な行事に参加することがあ

るので、こういったところでしっかりと規律というか、ルールというか、マナーを守るということはとても大事なことだなと思っている。

2つ目であるが、4ページの「教育について2」の答弁の(2)に、「学力向上支援講師、授業中の児童生徒の学習を補助する学校生活支援員、学習教材の準備など教員業務を補佐するスクール・サポート・スタッフ等」と書いてある。これは、大体どのような人が担っていらっしゃるのかというのが質問である。願うする。

教育指導課長

様々な学習や生徒を支援するためのスクール・サポート・スタッフである。まず学校生活支援員というものについては、基本的には、例えば教員免許を持っているとか、学校の教育活動に精通している人というようなところを要件としているが、学校の教育活動に理解があって、子供たちの補助が可能な方であれば、広く願うをしている。

スクール・サポート・スタッフも、同じように事務的な教員の業務補佐をするものなので、特段の細かい資格・要件については求めている。

以上である。

教育長

ほかにないか。

仲山委員。

仲山委員

発達性読み書き障害のことだが、現在、小学校のときにそういう障害を持っている方はどのぐらいいらっしゃるのか。十分な対応ができているのかなと。

副参事

区として、発達性読み書き障害、いわゆる発達性ディスレクシアの児童がどのぐらい実際にいるのかということについて、正確な数字は持ち合わせていないが、一説には、日本の小学生の何%かというような数値は出ているところはある。ただ、実態がそれに合っているかどうかというのは、なかなか判断という部分で難しい。

一方、発達性読み書き障害の子供たちの指導に非常に役立つというような教科書、いわゆるデージー教科書というようなもののタブレット等を利用しているという申請は一定数来ているので、そういった子が学級の中にいるということについては、実態としてはある。

また、そういった子供たちの指導・支援については、例えば特別支援教室、自閉症、情緒障害の支援を行う通級による指導などで行われていたり、一部言葉の教室においても行われている。また、日常的に、通常の授業を普通に受けることはできるが、読むことは苦手だという子供たちに対しての配慮というところでは、例えば中学校では、定期考査の時間をその子だけ少し多めに取っておくとか、今1人1台タブレットが行き渡っているのに、黒板の字を写すことが苦手な子については、それをタブレッ

トのカメラで撮っていいよとか、そういった支援については一般的にやられているようなところである。

以上である。

仲山委員

算数なんかの場合は、どうしても自分でノートに書いてということは何回もやって身についていくものなので、支援は非常に大変だろうと思うが、ぜひよろしく願います。

教育長

よろしいか。

それでは、報告の①は以上とする。

(1) 教育長報告

- ② 第3次みどりの風吹くまちビジョン（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ③ 第3次みどりの風吹くまちビジョン（案）について
- ④ 第3次みどりの風吹くまちビジョン（練馬区版総合戦略）に係る数値目標および重要業績評価指標（案）について
- ⑤ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和6年度～令和10年度）（素案）および公共施設等総合管理計画〔追補版〕（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑥ 公共施設等総合管理計画〔実施計画〕（令和6年度～令和10年度）（素案）および公共施設等総合管理計画〔追補版〕（案）について

教育長

報告②番から⑥番については関連する案件であるので、一括して説明し、ご質疑についても一括してお受けしたいと思う。それでは、説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

分量が多いが、一括してご質疑をお願いしたいと思う。どこからでも結構なので、よろしく願います。

仲山委員。

仲山委員

意見と区の考え方という、今ここに配られているものは、意見を言われた方に届くのか。見ることはできるのか。

教育総務課長

こういったご意見をいただいてこういう対応をしたということで、完成の冊子も含めてお送りすると伺っている。

仲山委員

分かった。
続けて、よいか。

教育長

どうぞ。

仲山委員

参考資料6の3ページ目であるが、上段の施策の柱1の計画4の項目に関して、現状値が、67.6%とか73.5%という数値が記載されているが、令和8年度末でそれが70%とか75%、それぞれ目標が変わっているが、意外と僅かだなと思う。これはどういう算出基準で行ったのか。

教育施策課長

今委員からお話があった計画4のところの数値というものは、全国学力・学習状況調査の中で、例年質問紙がある。その質問紙に対して、子供たちが主観ということで答えていく。それで、その割合というものを表している。それを数値化し、67.6%、73.5%とさせていただいた。

委員のお話の中で、8年度末という目標であれば、上昇率というものがもう少し幅があってもいいのではないかなというご趣旨かと思う。私どもとしては、例えば具体的に何か一つの事業を行って、その事業を行ったボリュームの数に対して区民の方がこれだけ申し込んだというような定量的な数値ではなくて、子供たちがいかに学びの効果を身につけられたかという数値だということで捉えている。なので、高い・低いというのは、いろいろな立場でご意見はあろうかと思うが、現実的に取り組むべき話と、そしてまた現実的に目指すべき数値ということで、今回は70%、75%というところで設定させていただいた。

以上である。

仲山委員

分かった。もちろん、時代とともにこの数値を維持することさえも難しいということがあると思うので、まさに必ずしも数値は上げたところに目標を置く必要もないかなとは思っている。どうもありがとう。

教育長

ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

参考資料1の11ページ、ナンバー44の3-5のことに関して教えていただきたい。区の考え方ところで、「区ではひきこもりや自立に不安を抱える若者に居場所を提供する」ということだが、今でなくて結構であるが、ひきこもりや自立に不安を抱える若者に対する居場所というのが、どこにどういう数だけあるとか、どんな方がやっぺらっぺらするかとか、民間の方もいるかと思うが、そういうことを教えていただきたいと思う。

その5行下、「社会とつながる機会をつくっています。就労への意欲が芽生えた方」とあるが、意欲が芽生えるためには、ただ単に待っているだけではなくて、自立のためには依存することも大切だとよく言われているが、適切な依存をもとに若者が自立へ向かっていく。そうすると、どんな方が若者たちのそばにいて自立まで見届けるかという、そういう人材などについて、もしお分かりであれば教えていただきたいと思う。

以上である。

青少年課長

ナンバー44の若者自立支援事業についてお答えする。春日町青少年館の3階に、若者自立支援事業として、国の委託事業である練馬若者サポートステーションという施設と、その隣に、「居場所」というものがあり、これは区事業だが、ひきこもり状態等にある15歳以上の若者に対して居場所を提供するとともに、様々な相談支援を行っている。

ひきこもり状態にある方を就労に持っていくというのは、かなり難しいことではある。ご自宅から、何とかご相談等を通じて居場所のほうまでお越しいただくというのが、まず第一歩である。その後、例えば春日町図書館の本をきれいにするボランティアであるとか、町会のお祭りをお手伝いするであるとか、少しずつ人とコミュニケーションを取っていただいて、そういった活動を通じて就労の意欲が芽生えた方については就労のご支援をしているということである。

相談者の資格としては、臨床心理士であるとか、国家資格の社会福祉士などの資格を持っている人間が様々なメンタルヘルスの相談に当たっているところである。

以上である。

教育長

ほかにないか。よろしいか。

中田委員

1つだけいいか。

教育長

どうぞ、中田委員。

中田委員

参考資料2の2番の6つ施策の柱の中心を「区民」に変更したということで、前は
どういう形だったのか。参考資料3の34ページのところに施策体系というのがあ
って、ここに「区民」が真ん中に来ている。これに変更したと書いてあるが、前はど
うなっていたのか。

教育総務課長

今、真ん中に「区民」というふうに書いてある図である。周りに6つの円があるが、
6つの施策とか、そういう言葉を、「区民」を中心に考えるということで、そういう
言葉ではなくて「区民」を置いたと、そういう変更になる。

中田委員

真ん中にあるのがすごくいいと思ったので、前はどうかだったのかなと思った。ちゃ
んと「区民」を中心に考えているという図で、すごくいいと思った。

教育総務課長

前は、確かに文字だけであった。ただ文字だけ、「6つの施策の柱」と書いてあっ
た。

中田委員

色合いもそうだが、すごく区民のためという感じがしていいと思った。

教育長

よろしいか。

中田委員

はい。

教育長

ほかにないか。

森山委員。

森山委員

同じく参考資料3の58ページで、5年間の取組の2番、ねりっこクラブ実施、小
学校の児童であれば誰でも利用できる放課後の居場所、ねりっこ広場ということで、
時間を延長するという書き方がされている。教えていただきたいのだが、ねりっこク
ラブに行かず児童デイに行く児童はいるのか。

子育て支援課長

まず、ねりっこクラブは2つ、ねりっこ学童クラブとねりっこ広場と、その両方を一つの事業所さんに委託する形でやっていただいているので、それはいずれもねりっこクラブである。ねりっこ学童クラブに行かずに、例えば障害のあるお子さんで放課後デイに行く方もいらっしゃるし、中には学童クラブに行きながら、日によって放課後デイと、両方併用している方もいらっしゃる。

また、学童クラブではない広場のほうは、登録さえすれば行きたいときにいつでも行けるという形になっているので、放課後デイに行く日は放課後デイに行き、広場に行く日は広場に行くということで、両方使うことももちろん可能である。

以上である。

森山委員

ありがとう。

教育長

ほかにはないか。よろしいか。

それでは、冒頭に申し上げたとおり、文教児童青少年委員会の再開の時間が迫ってきた。報告⑦、⑧、⑨、⑩については、状況によっては、説明をさせていただき、ご質疑は次回とさせていただきたいと思うが、それでよろしいか。

委員一同

はい。

(1) 教育長報告

- ⑦ 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑧ 第二次区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（案）について
- ⑨ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑩ 学校施設管理実施計画〔中間見直し〕（案）について

教育長

それでは、適正配置の計画と学校施設の計画について、ご説明をお願いします。

教育施策課長 他

資料に基づき説明

教育長

ただいま、⑦番から⑩番までの報告が一括であった。次回には、⑦番から⑩番までのご質疑から入らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたい。

それでは、時間になったが、事務局から何かないか。

事務局

現在のところ、ほかにない。

教育長

委員の皆様方からは、何かないか。

岡田委員。

岡田委員

時間がない中で申し訳ない。全国学力・学習状況調査の結果が出たが、N I Eの活動をやっている学校がポイント数で数ポイント調査結果がいいということが出た。そのことを調べているときに、葛飾方式という名前で新聞の購読の方法が出ていたが、調べてもよく分からないので、葛飾方式というのがどういう仕組みでどこどこが契約しているとか、その結果何が実現できたのでこういう結果になったかということ、後日で結構なので教えていただければと思う。

以上である。

学務課長

今、委員のほうから葛飾方式というお話をいただいた。こちらについては、学校に配備する新聞の契約のことである。葛飾区において、葛飾区の教育委員会と各新聞社の本社のほうで一括契約を結び、学校が自分のところで購読したい新聞を選択するというような方式が葛飾方式と言われている。

葛飾区のほうに確認をしたところ、国のほうで定めている学校図書館の図書整備5か年計画という中で、小学校で大体2紙程度、中学校で3紙程度を配備するという目標を掲げており、それを達成するために、教育委員会のほうで一括契約をするという方式を取っていると伺っているところである。

方式のところについては、以上である。

教育指導課長

Newspaper in Educationで、新聞を教材として活用した学習ということで、読解力の向上とか、社会的事象への関心・高まりとか、考えを持つとか、様々な効果があるというふうに伺っている。葛飾のほうで、実際にどういった学習効果があるとか、学力テストの結果だけではなくて、そういったものも調べてみたいと思う。またご報告する。

以上である。

岡田委員

よろしく願います。ありがとう。

教育長

ほかにないか。

それでは、中途半端になってしまったが、ないようであれば第5回教育委員会定例会を終了させていただく。ご協力ありがとうございます。